

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画(仮称)」(素案)に係るパブリックコメント実施結果

令和5年12月15日から令和6年1月14日までの間、オープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、6名の方から46件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見に対する県の考え方は、次のとおりです。

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
1	<p>基本計画の策定、ありがとうございます。皆様のご尽力に感謝いたします。</p> <p>この法律については、長く女性支援に携わってきた者として、とても大きな期待を寄せています。実質的に有効な女性支援が行われるよう、また、全国的な計画策定の動向、その内容なども踏まえて、以下の点について再度ご検討いただけないかと考え、意見を述べさせていただきます。</p> <p>①基本的な考え方、支援の方針が丁寧に書かれていません。この「女性支援法を踏まえる」のであれば、準拠する基本的な考え方(当事者中心・早期からの切れ目のない支援・人権擁護と男女平等の実現)を明記することが必要です。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>
2	<p>1ページ 第1章(3)計画の期間について、現在令和6年度から令和10年度までの5年間となっておりますが、コロナ禍からの数年で私たちの生活は大きく変わりました。これからの5年間はさらに変化が加速し、現状想定されていない課題への対応も考えられます。国の基本計画の中では、短い期間の設定も可能となっていることから、第5次男女共同参画基本計画の期間に合わせ、2026年までの3年とし、見直しをされてはいかがでしょうか？他県においても3年の事例はあります。このような議論は作成過程においてなされたのでしょうか？その結果5年としたのであれば、その理由も教えてください。</p>	<p>国の基本方針の期間と合わせて計画期間を5年としています。なお、「第3章3 計画の見直し」に記載のとおり、必要に応じて計画の見直しをすることとしています。</p>
3	<p>1ページ 第一章1基本的な考え方(4)の従前の婦人保護事業の対象者であった女性を含め、とありますが、新法施行によりこれまでの更生指導とは異なる体制構築が必要だと思われるのですが、どのように変わるのか具体的に明示していただきたいです。</p>	<p>今後の体制構築については、基本目標1に記載しており、支援に関わる関係機関や民間団体などと連携し、支援して参ります。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
4	2ページ 第一章1基本的な考え方(6)ウ民間団体、関係機関の役割 民間団体は、県及び市町村と協働し、とありますが、抽象的で不明なため、具体的な内容を提示していただきたいです。	第2章、第3章にその内容を記載しております。
5	2ページに「民間団体は、……県及び市町村と協働し」とありますが、「対等な立場で」との文言を入れていただきたいと思います。 13ページに「民間団体との連携体制」とありますが、連携の具体的な内容が明らかではありませんので、県、市町村、関係機関との情報共有と役割分担など、互いの活動を補完しながら支援を行うという趣旨を記載していただきたいと思います。 9ページに「民間団体は、財政的基盤の脆弱性等の課題を抱えており、民間団体への運営支援が求められています」との記載がありますが、13ページの「民間団体との連携体制」では、民間団体に対する財政支援について言及がありませんので、記載していただきたいと思います。	いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。
6	7～9ページ 2の現状及び課題に関するデータについて、とくにオープンとくしまe-モニターアンケート調査結果(令和5年度)男女共同参画に関する意識調査の回答数の少なさについて、基礎データとして適切なものなのかという疑問があります。また、①～④について、101人の女性の回答について、年代別表示も欠かせない情報であると思いますので、ぜひ詳細がわかるデータの掲載をお願い致します。女性が抱える様々な困難については年代により大きく異なります。今後数年間の基本計画として作成する根拠となるデータとして、現状把握の調査内容が乏しいと感じます。計画の見直しも踏まえて、県民／支援者(公的関係機関:教育現場も含む・民間団体)の実態とニーズ調査をぜひ実施してください。 また、e-モニターアンケートについては、インターネットを用いたアンケートということですが、女性支援の現場では、支援対象者がインターネットに繋がっておらず、必要な情報を得ることができていないという状況を目の当たりにすることがあります。幅広いご意見を得たり、本当に必要な支援をしていくために、e-モニターアンケートだけでなく、多方面からのアンケートを収集し実態を把握することが必要なのではないかと思いますので、その方法についてご検討をお願いしたいです。	いただいたご意見につきましては、今後の計画の改定の際の参考とさせていただきます。

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
7	<p>10ページ 第1章 2課題のイについて、支援対象者が何らかの理由により潜在化し支援対象者として見えていないについて、(発見されていない)の表現の方がわかりやすいと思います。また、当事者としての認識があるなしに関わらず支援を求めない女性が一定数いることについても留意し、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、課題と認識の上ご対応をご検討いただけますようお願い致します。</p>	<p>第1章 2課題のイについて、「困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくいことから、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。早期に発見され、…」と表記しており、このままの表現とさせていただきます。</p>
8	<p>10ページ 第一章2(2)ウ「民間団体は、SNS相談や居場所づくりなど、きめ細やかな支援を実施しており、」とありますが「きめ細やかな支援を実施しており、」の前に、「一時保護やステップハウスの提供など」も追記して頂きたいです。 13ページ 第二章基本目標1(5) 第一章2(2)ウには民間団体の財政的基盤の脆弱性を記載していますので、こちらにも改めて民間団体への財政支援も必要性について追記いただきたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>
9	<p>13ページ 第2章-1-(4)市町村との連携体制について、困難な問題を抱える女性のための相談体制の整備を行う市町村役場の担当課の明示、もしくは課名の名称を統一して県から新設の働きかけをしていただきたいと思います。困難な問題を抱える女性への支援のための施策において、現状の計画案の内容では支援の起点となる市町村と関係機関のスムーズな連携が行えないのではと考えます。</p>	<p>市町村担当課の周知方法を検討します。課の名称については、各市町村がそれぞれに決めることですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
10	<p>13ページ 第2章(5)民間団体との連携体制について、今回の新法成立の背景からも、これまでの行政支援では多様なニーズに対応する支援体制や支援内容が不十分かつミスマッチとなっていることから、民間連携の重要性は国の計画の中でも強調されています。「双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくこと」と書かれていますので、これまでのように垂直型ではなく、水平型連携によって対等な立場で情報や方向性を共有しながら連携できることを希望します。</p>	<p>民間団体と補完し合いながら対等な立場で連携して支援していきます。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
11	<p>13ページ 第2章-1-(6)関係機関との連携体制 について、①県や警察、関係機関と連携して、困難な問題を抱える女性の安全確保や心身の回復や自立に向けた支援を行う市町村役場の担当課の明示、もしくは課名の名称を統一して県から新設の働きかけをしていただきたいと思います。困難な問題を抱える女性への支援のための施策において、現状の計画案の内容では支援の起点となる市町村と関係機関のスムーズな連携が行えないのではと考えます。</p>	<p>市町村担当課の周知方法を検討します。課の名称については、各市町村がそれぞれに決めることですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
12	<p>13ページ 第二章基本目標1(6)「人身取引の被害外国人や不法滞在外国人に対し、地方入国管理局と十分な連携を取り、」とありますが、新法が国籍を問わず女性の人権を守るという趣旨で施行されることを鑑み、人権侵害にならないよう十分配慮する、という内容の文言を加えていただきたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>
13	<p>14ページ 第2章2支援調整会議について、関係機関等を構成とする支援調整会議を設置するとありますが、関係機関等について、具体的に記載してください。民間団体や実際の支援を行っている方の意見が反映されるよう、専門分野ではない充職の方だけの会議にならないよう基本計画の中に記載しておいてほしいです。</p>	<p>関係機関については、第2章の基本目標1の1に「支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関」において記載しております。支援調整会議は今後設置を予定しており、構成機関はその際に決定いたします。</p>
14	<p>14ページ 第2章2支援調整会議について、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため設置すると書かれていますが、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備するために設置すると目的を追加してはいかがでしょうか？支援対象者の立場からも必要な文言であると思います。</p>	<p>支援調整会議の設置目的については、法律や国の基本方針を参考としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
15	<p>14ページ (支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関)に、母子生活支援施設を追記して頂きたいです。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
16	15ページ 第2章-3人材育成・研修、調査研究等の推進において、組織的に問題の解決を図り相談員の心身の状態に配慮するためには管理職の研修や資質向上も求められると考えます。研修の対象者をより詳細に記載していただきたいです。	いただいたご意見を参考に、研修内容に応じて、適切に研修の対象者を決定していきます。
17	15ページ 第2章-3人材育成・研修、調査研究等の推進において、性暴力被害者支援に精通した心理士の育成とありますが、徳島県において性暴力被害者支援に精通した心理士は現在何名いらっしゃるのでしょうか？またR6年～R10年の間で何名養成するのか数値目標が必要ではないかと考えます。	性暴力被害者回復支援心理士は令和6年1月時点で42名であり、令和5年度は令和6年2月・3月に養成研修を実施予定です。引き続き、心理士の育成に取り組んで参ります。
18	被害回復支援の推進が法に明記されていますが、女性の心身にかかる被害回復支援の専門性を持つ相談員・心理士(師)が対応することが特に重要ですが、その記載がありません。	第2章基本目標1の3「人材育成・研修、調査研究等の推進」において、相談員の資質向上や性暴力被害者支援に精通した心理士の養成や研修について記載しております。
19	「基本目標2」に記載の「性的マイノリティ」の定義を教えてください。国の基本方針に記された「自認女性」を指す言葉でしょうか？	性的マイノリティは、性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみではない方又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)が出生時に届けられた性と異なる方です。
20	トランスジェンダーへの対応を明記することが必要です。	基本目標2において、トランスジェンダーを含む「性的マイノリティであること～など多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮していきます。」と記載しています。性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。
21	差別解消三法の精神に基づいて、P16基本目標2の冒頭部分の Paragraph に高齢者、障がい者、外国人が入っているのに同和問題が入っていない。ここに、出自(部落出身者など)といった表現を盛り込むべきではないか。	いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
22	<p>16ページ 第2章基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援について、地域の関係機関等との連携・協働とありますが、具体的な機関はいくつあり、どのような機関が含まれるのか詳細を記載していただきたいです。</p> <p>早期から切れ目なく継続的な支援の提供についても、民間団体(NPOやNGO、任意団体)への相談から提携できる先などが現状では見つけられず、相談者本人が動かないと何もできない状況にあります。精神的にすり減っている相談者さんは自力でどこかに繋がる力がないため、支援団体として活動する民間団体からも必要機関に繋がれるようプラットフォームを作成し連携できる制度を整えていただきたいです。</p>	<p>関係機関については、第2章の基本目標1の1に「支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関」において記載しております。</p> <p>支援調整会議を設置し、関係機関や民間団体と連携を進めて参ります。</p>
23	<p>16ページ 第2章基本目標2-1アウトリーチ等による早期の把握</p> <p>SNS相談というのは文字でのやりとりで相談を受けることを想定しているのでしょうか？文字での相談は表情や声色から気持ちが汲み取れないため、相談者にとっても支援員にとってもリスクとなり得ます。「SNSを窓口とした相談」と修正していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>
24	<p>17ページに「一時保護の実施」とありますが、現在の運用は一時保護に対して抑制的であると思われるので、心身の安全確保を最優先に、積極的に一時保護を実施するようにしていただきたいと思います。</p> <p>また、被害者が利用料を負担することなく民間団体の一時保護施設を利用できるよう、一時保護委託を積極的に活用していただきたいと思います。</p>	<p>支援対象者の状況に応じ、民間団体への一時保護委託を含め、適切に一時保護を行っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
25	<p>一時保護の実施の基本方針には、人権擁護の観点から「判定」や「行動観察」は行われないと明記されていることを踏まえると、計画においても「心理判定員」ではなく「心理士(師)」とするべきです。</p>	<p>いただいたご意見や国の基本方針を踏まえ、表記の変更を検討させていただきます。</p>
26	<p>早期からの発見、アフターケアとなる中長期支援について、専門のプログラムや支援ノウハウを持つ民間団体との連携による具体的な実施体制を明記することが望ましいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
27	17ページ 第2章基本目標2-5 被害回復支援の推進 生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援とあり、必要な支援だと思われ ますが、具体的にはどのような支援を想定しているのでしょうか。	第2章基本目標2の5被害回復支援の推進に記載のとおり、心理的支援の実施や医 療機関等につなぐなど専門機関と連携した被害者の回復支援に努めます。 また、No.26の意見を受け、「専門のプログラムを持つ民間団体との連携」についても 具体的な支援として追記を検討します。
28	17ページ 基本目標2-5 中長期的に寄り添い続ける支援とあり、重要な支援だと思われ ますが、どのようなことを計画されているのか具体的に明示をいただきたいです。	
29	17ページ 基本目標2-6 支援対象者が児童以外を同伴している場合、必要に応じて関 係機関と連携し、とありますが、具体的な内容を明示していただきたいです。	同伴者の状況は人によって異なりますので明示していませんが、必要に応じて関係 機関と連携し支援を行います。
30	18ページ 基本目標2-8 アフターケアの推進として継続的な自立支援を行う民間団体を 支援します、とありますが、何を指すのか具体的に明示していただきたいです。	現在も行っている女性支援に係る交付金事業(DV被害者セーフティネット強化支援事 業)を指しています。
31	19ページ 基本目標3-1 若年層にも情報が届くよう工夫を行い、とありますが、どのよ うな工夫か具体的に明示ください。	SNSやホームページ等でのさらなる周知啓発や教育委員会や学校と連携した啓発を 行います。
32	教育、啓発の推進について、「広く普及・啓発」の雑駁な表現にとどまっていますが、認知 度等の設定目標を達成するための新たな具体策を、手法を挙げて示すことが必要です。	SNSやホームページ等でのさらなる周知啓発や教育委員会や学校と連携した啓発を 行います。 いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
33	<p>19ページ 第2章基本目標3-2教育・啓発の推進について 5項目目</p> <p>文部科学省が子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実情等に応じた教育を推進します。</p> <p>と記載がありますが、多くの教育現場では、管理職の認識や意識の違いにより、子どもたちへの学びに格差が生じている現状があります。性に関する問題や課題は時に命に直結するような内容も含んでおり、公教育の現場で学び得た知識の格差により、本人が命を落としたり、思いがけないトラブルに見舞われたりしている現状があります。文科省が共同制作した「生命(いのち)の安全教育」の教材と指導の手引きが、現場で活用されている頻度や実施されている時期、どのような教科と結び付けて行われているのか、21年度から導入が実施されているはずですが、実施してみてもどのような課題があがってきたのかなど、徳島県としての実情やニーズの把握は、どの程度できいるのでしょうか？今後の計画の中で、実態調査などの予定があるのかについても明確に具体的に記載いただきたいです。</p> <p>また、子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないこと、、、とありますが、他県においては未成年で加害者となった場合やの立ち直り支援の手引きやプログラムの導入例などがあります。今後、徳島県としては「教育・啓発の推進」の中で、新たな被害者を生み出さないための、早期の段階で加害者となった児童や生徒などへのプログラムの導入などはお考えでしょうか？教えてください。</p>	<p>令和5年度から「生命(いのち)の安全教育」を全ての学校で実施しており、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、人権学習ホームルーム活動や講演会、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じ、子どもたちを性犯罪・性暴力の当事者にしないための取組を推進しているところです。</p> <p>また、令和3、4年度に文部科学省からの委託を受け、「学校等における生命(いのち)の安全教育推進事業」を実践校において実施し、指導の中で出てきた課題については、教材の改善を行った上で指導モデルを作成し、今後、県内の学校での横展開を図ることとしております。</p> <p>さらに、性犯罪・性暴力の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、今年度、新たに家庭教育等に活用していただくリーフレットを作成し、家庭や地域での取組を支援することとしております。</p> <p>県では、性的問題行動への対応を重要な課題として認識し、関係機関と適宜連携しながら、心理的支援などの支援を行っています。</p> <p>なお、ご意見のありました加害者となった児童生徒への支援の手引きやプログラムの導入については、今後の事業の参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
34	<p>19ページ 7項目目</p> <p>「学校教育において性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について生徒が正しく理解できるようにします。」とありますが、ここには「妊娠・出産」のみの記載で「人口妊娠中絶」についての記載がないのはどうしてでしょうか？妊娠後に出産できる方ばかりではないと考えます。</p> <p>特に、日本においては、学生や若年層での妊娠の継続が難しく人工妊娠中絶するケースが多くを占めています。計画しない妊娠についての嬰兒の遺棄や殺害(境界性知能との関連性も大きいと思います)について、日々のニュースの中でも取り上げられている現状があります。</p> <p>WHOをはじめとする、ジョイセフ、国連や国際機関も提唱しているようにこのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(#SRHR: Sexual and Reproductive Health and Rights)を人が生まれながらに持つべき権利(人権)だと示されています。日本語でも「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、内閣府や全国の自治体でも使われています。すべての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことで、世界が目指すべき指針として示されています。</p> <p>2010年代後半には「中絶の権利」が社会権規約、自由権規約の一般勧告にも明記されるに至っています。</p> <p>近年では、人工妊娠中絶を「UHC(ユニバーサルヘルスカバレッジ)」の文脈で捉えるようにもなっている。「ユニバーサルヘルスカバレッジ」とは、「全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態」を指し、2012年に国連総会で国際社会の共通目標として推進することが議決された。そのUHCにおいて、中絶を含む性と生殖の健康に関連するサービスの提供はひとつの基盤として認識されるに至っており、「人口妊娠中絶」は女性の持つ権利としてもとても重要なことだと考えます。</p> <p>今後「妊娠・出産」のみではなく「人工妊娠中絶」を含めた全ての人にアプローチできる「包括的性教育」を追記していただくなど、検討頂けないでしょうか？</p> <p>※特別支援学級や特別支援学校も含め、障害や特性(境界知能も含む)によって「包括的性教育」を受けられていない、または理解できるような仕組みや環境、人材の育成(教員や外部講師も含む)などは大きな課題となっております。</p>	<p>学校教育においては、発達段階に応じて、性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について生徒が正しく理解できるよう指導しています。</p> <p>「人工妊娠中絶」については、高等学校学習指導要領解説に「妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などがかわることについて理解できるようにする。また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。」と記載されており、今後も、学校での教育・啓発を行ってまいります。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
35	<p>20ページ 第3章計画の推進について、②計画の目標指標についてお尋ねします。基本目標1の女性支援を行う民間団体への助成件数について、現状5件に対し、目標値30件とありますが、R6～10年の5年間の年間あたりの増加件数は1件という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、この件数を目標値に設定されている理由について、教えてください。助成事業の件数で、困難を抱える女性への支援がどのように充実し向上していくかについての目標数値が必要であると思います。</p>	<p>ご質問のとおり増加件数は1件となります。</p> <p>支援体制の充実という観点で目標数値については、民間団体への助成件数目標としています。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
36	<p>県の役割、支援体制の抜本的充実に向けて、市町村への女性相談支援センター・女性支援相談員の設置を働きかける必要があります。また、研修体制についても、時期・回数を目標数値を掲げて強化する必要があります。</p>	<p>市町村への女性相談支援センター・女性支援相談員の設置の働きかけは会議等の機会において行っているところです。 研修については、更に効果的な研修となるよう努めて参ります。</p>
37	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く、情報収集に努めることを望みます。</p> <p>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p> <p>厚生労働省が昨年3月に出した若年被害女性支援に携わる民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。</p> <p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>県としましては、支援が必要な方が多いことが望ましいとは一概には言えませんが、支援実績の目標数値を設定しておりませんが、今後も本人の意向を踏まえ、支援が必要な女性に適切に対応して参ります。</p>
38	<p>連携先として適当な民間団体がない場合、支援が途切れないよう、公機関や行政が支援に携われることを記載してはいかがでしょうか？</p>	<p>民間団体、公的機関、行政が連携して、本人の意向に寄り添った適切な支援を行って参ります。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
39	<p>徳島県では、この度の基本計画策定において、R5年8月3日開催の男女共同参画会議において、議題(3)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画について話し合われたことがホームページ上で確認できましたが、その際にどのような点において議論がなされたのか、議事録は公開されていないため確認できませんでした。</p> <p>議事録の公開については、委員の自由な発言を疎外する恐れがあるなどの理由であれば、他県では委員の名前は出さず公開している所もあります。その議論の内容や課題の共有が新法に対して手探りで作成している他県の参考になったり、民間がパブコメ提出の際の参考にもなったという意見がたくさん出ています。ぜひ、徳島県も委員の名前を出さずに議論の過程がわかる議事録を公開し作成プロセスをオープンにしたいと思えます。</p> <p>徳島県は審議会における委員の女性比率が全国トップであると常々アピールしていることから、委員の数や男女比率だけでなく、その数を与えた影響や社会的効果における結果をもって、真の女性活躍先進県として存在感を示してほしいと願います。</p>	<p>「男女共同参画会議」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会」の議事録は随時公表いたします。</p>
40	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会 設置運営要領(案)はあるものの、その過程においても公開はなく、国の基本計画をなぞるような計画で、徳島県としての明確な方針や特色などを感じることができませんでした。出来上がったものに対して形式的にパブコメを求めるだけのやり方ではなく、事前準備として、広く県民が社会課題に対して関心が持てるよう、他県の好事例を参考にセミナーやワークショップを開催するなどご検討をお願いします。その結果、社会課題への関心が高くなり、政策に県民の意思が反映されることで、市民社会参画の継続と発展に繋がっていくことを願っております。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
41	<p>政策全体での「子ども」の表記について 現状の(案)においては、「子ども」と表記されておりますが、先日募集のあった徳島県子ども未来応援条例(案)については、「こども」表記とされておりました。以下の理由から平仮名表記だと考えておりますが、本条例においては「こども」については、一定の年齢で区切ったサポートや支援等の対応をするという意味合いで「子ども」の表記にされているのでしょうか？ご回答いただけますと幸いです。</p> <p>理由)「こども基本法(R4年度法律第77号)」に記載、「心身の発達過程にある者」と定義している通り、一定の年齢で画することのないように「こども」表記を活用している。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。</p>

No	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
42	被災女性に対する観点が抜け落ちていると思われるため、新たな項目を立て、危機管理推進課と共同でどのような施策を推進していくかを計画案に入れて頂きたいです。	徳島県の地域防災計画には「女性のニーズに配慮した避難所運営」「避難所における性暴力やDVの防止」等の記載があり、女性支援の視点を取り入れた災害対応を推進しています。また、アウトリーチによりニーズを把握し包括的・継続的に被災者支援を行う災害ケースマネジメントの取組を推進しているところであり、困難な問題を抱える女性を含む一人ひとりに寄り添えるような被災者支援体制の構築に今後も取り組んで参ります。
43	本計画は、国の計画に沿って作成されており、本件の地域性や独自性が見当たりません。アンケート母数も101件と少なく県民の意見が反映されているとは考えにくいことから再度アンケートを取り直すまたは県の独自性を反映した計画内容として頂きたいです。	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
44	困難な状況にある女性についての現状調査が圧倒的に不足していることから、県民(年代、就業状況、家族構成、収入状況等別)の実態。支援上のニーズ、公的支援機関・民間団体の実態や支援上のニーズについてもっと詳しく調査を行い、それを踏まえて目標の達成度を毎年評価し、計画の見直しを行うことが必要です。	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
45	本基本計画には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を基に作られたDVに関する基本計画との関係が明記されていませんが、今後は施策上どのような位置づけとなるのでしょうか。	それぞれの法に基づいた基本計画となっており、困難な問題を抱える女性については、本計画、DVに特化したことについては「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき推進して参ります。
46	計画の名称について、例えば神奈川県では「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)」とするなど、計画が「支援計画」であるとはっきりわかる名称となっています。徳島においても、当事者にとって温かみのある、身近に感じられる名称にしていいただければと考えます。	いただいたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。